

日向東臼杵南部

# 広域連合だより

構成団体・・・日向市、門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村

【第3号】

平成14年3月発行

日向東臼杵南部広域連合

〒883 0034

日向市大字富高2192

TEL(0982)53 3401

FAX(0982)52 7889



## 日向市一般廃棄物最終処分場(日向市富高)

中心部が、遮水シートや集排水設備などの遮水工を施した「埋立地」  
右下の建物が、処分場から排出される水などを無害化して放流する「浸出水処理施設」

## 特集：なくてはならない大切な施設 広域最終処分場問題を考える

私たちが生活するうえでどうしても出てしまうのが「ごみ」。

この家庭などから出されるごみは、法律で「一般廃棄物」として区分され、市町村の責任で収集、運搬、処分することが義務付けられています。

収集されたごみは、選別、焼却、破碎、リサイクルなどで減量化、無害化、資源化され、最終的に残ったごみは「最終処分場」に埋め立てて処理されます。

現在、この最終処分場の確保が国家的課題となっており、また、私たちが脅かす公害にも万全の対策が求められ、最終処分場についても国の厳しい基準をクリアした施設であることが要件とされています。こうした公害対策を施した処分場を「管理型最終処分場」といい、圏域では平成12年3月に日向市が建設しています。

管理型最終処分場を持たない日向市を除く7町村では、この共通の課題解決のため広域連合を組織し、共同で最終処分場を建設することになりました。

今号では、7町村の広域最終処分場建設問題を考えます。

### 廃棄物の区分



1 有毒性、感染性、爆発性のあるもの

2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、建設廃材、鉱さい、ばいじんなど19種類

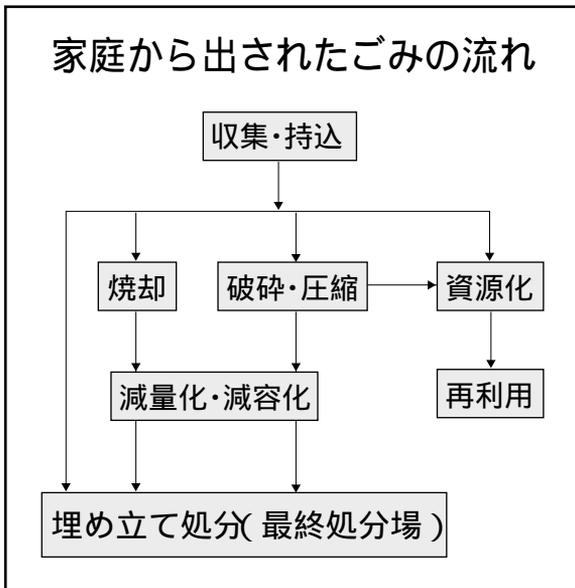
3 有毒性、感染性、爆発性のあるもの

# 管理型最終処分場って何？

家庭から出されたごみは、焼却、選別、破碎、圧縮、堆肥化などで減量化や資源化が進められ、最終的に残ったものは埋め立てて処分されます。この埋め立てる場所が「一般廃棄物最終処分場」です。

この処分場は、ただ埋めるだけでなく、雨水などの浸透による地下水の汚染や風などによる埋立物の飛散や臭いなどに対する十分な対策を行った施設でなくてはならないとされています。こうした公害対策を施した処分場を「管理型最終処分場」といいます。

ここでは、日向市最終処分場を例にして管理型最終処分場のしくみをご紹介します。



### 【遮水工】

地下水の汚染を防止するためのもので、二重の遮水構造となっています。



### 【雨水集排水施設】

場外の雨水が埋立地内に入らないように、排水溝で雨水を速やかに場外に排出します。



### 【浸出水集排水施設】

浸出水の集排水を行うもので、開口部を開放することにより、管内の空気の流通を促進し埋立地の早期安定を図ります。



## 日向市一般廃棄物最終処分場の埋立地

総面積86,000㎡ 埋立容量127,000㎡ 埋立期間15年間(計画)



### 【貯留施設】

埋立地内の浸出水を速やかに無害化し、一時的に貯留します。

### 【浸出水の処理方法】

生物処理

凝集沈殿

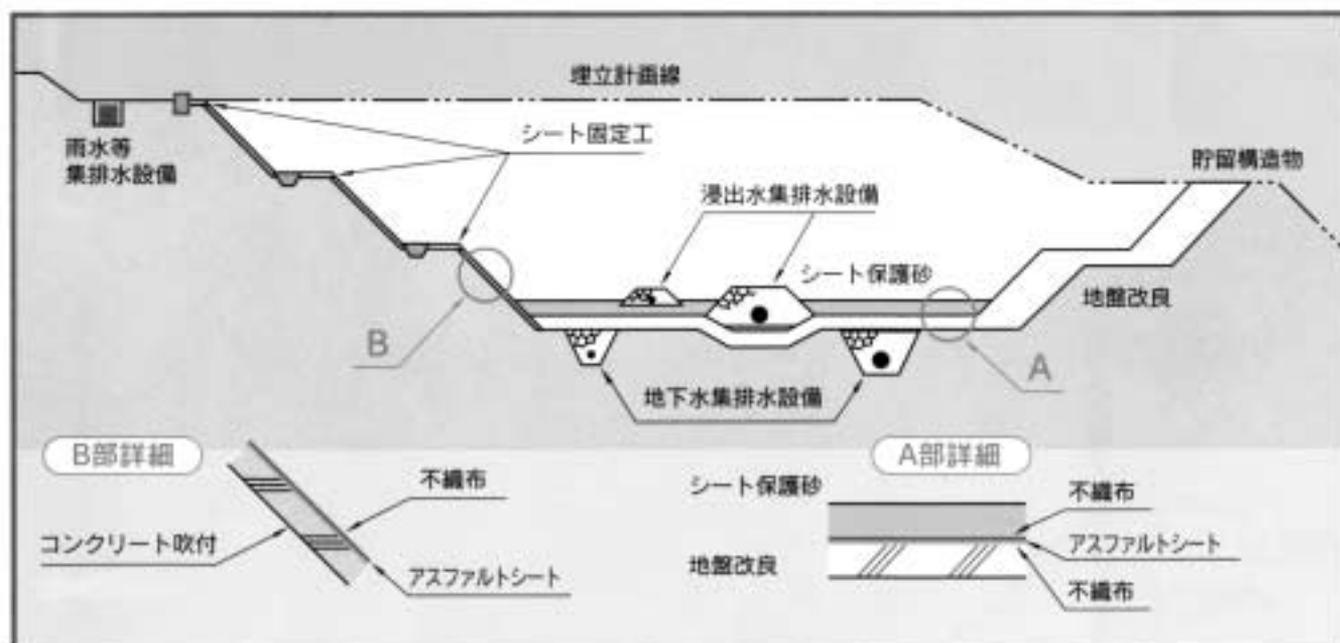
砂ろ過

活性炭吸着

滅菌

放流・再利用

## 管理型最終処分場の標準断面図



一般廃棄物最終処分場は、生活環境の保全上支障が生じない方法で、廃棄物を適正に貯留し、自然界の代謝機能を利用し安定化、無害化して適正に管理する施設です。

ごみを燃やす施設ではありません。大きな煙突もないし煙が出る施設でもありません。

処分場には燃やせるごみの焼却灰が埋められますが、この灰は、焼却施設で既に有害物質等の溶出対策をした安全なものです。埋め立て後は、すぐに土をかぶせます。

家庭から出された瓦やガラス類、粗大ゴミなどを細かく砕いたものなどは埋立てますが、生ごみや動物の死体など腐って悪臭の出るものは埋めません。ハエや蚊が湧かないように殺虫剤や農薬を大量にまいたりしません。

産業廃棄物や医療廃棄物、薬品などは埋められません。



現在の日向市一般廃棄物最終処分場のようす

管理型最終処分場は、環境の保全・公害の防止に万全の対策を講じています。

埋め立てたごみや浸出水を、場外へ流失させない構造です。

浸出水は、一箇所に集め、生物処理や化学処理で無害化して放流します。

埋め立てたごみは、土をかぶせて飛散を防止します。

遮水工を損傷させないように、まず砂などで覆ったうえで埋め立てるよう保護策を講じます。

放流水や周辺地下水の検査などは国の基準で定期的を実施し、仮に不備があったら原因の調査と対策を講じることが義務付けられています。

埋め立てた廃棄物の種類、数量、検査結果などは記録し、施設が廃止されるまで保管する義務があり、関係者はそのデータを閲覧できます。

# 7町村の広域最終処分場を門川町に建設する計画です。

## なぜ広域最終処分場が 必要なの？

平成10年、国は、これまで「安定型」という「素掘り」の施設を使用していた自治体に対し、「管理型処分場」での処理に移行するよう改善命令を出しました。

この時、日向市はすでに管理型処分場の建設に取り組んでいたのですが、管理型処分場を持たない門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、諸塚村、椎葉村は、新処分場建設という大きな課題に直面することになったのです。



門川町の安定型最終処分場（門川町梅木地区）

しかし、遮水工や浸出水処理施設などを備えた管理型処分場を建設するには莫大な費用と十分な管理体制が必要となることから、国や県は近隣市町村が共同して建設する「広域化」を指導しました。

## なぜ門川町に建設するの？

国県の指導に基づき、早速、7町村は広域最終処分場の建設協議に着手。以降、協議と手続を重ね、最も重要である処分場の用地については各町村から候補地を挙げて、現地調査などを行いました。最終的には、地形的条件、利便性、各町村の最終処分量、財政的条件、環境面への配慮などを総合的に勘案した結果、門川町から提案された「門川町栄ヶ丘」が予定地として決定されました。この土地は、門川町が、町の将来の最終処分場建設予定地として平成4年に議会の議決を経て既に取得していた町有地です。

それから7町村では、広域処理するための協議会をつくり、地元である門川町を中心に事業を推進。平成13年4月には広域連合が発足し、7町村の連携のもと広域最終処分場の事務は、広域連合で行うことになりました。

## 新処分場ができるまでの対策

一方、7町村は、新処分場ができるまでの対策という深刻な課題を抱えています。現在各町村とも最終処分するごみのほとんどを圏域外の民間管理型処分場に運搬し、委託処理しています。

しかし、委託料は年々高騰し、廃棄物の圏域外処理に対する諸問題の高まりなどから、いつまで受け入れてもらえるかは全く不透明な状況です。

## 7町村の最終処分委託処理状況

平成12年度 単位：トン、千円

	処 理 量	委 託 料
門 川 町	8 7 7	2 9,4 1 5
東 郷 町	2 6 0	2,5 0 0
南 郷 村	6 6	4,4 5 6
西 郷 村	5 3	1,6 5 4
北 郷 村	3 4	1,4 6 0
諸 塚 村	1 1 0	2,3 4 2
椎 葉 村	1 0 0	3,6 0 6
合 計	1,5 0 0	4 5,4 3 3



## 広域最終処分場建設にかかる経緯

- H 4 . 3 門川町の次期最終処分場用地（町単独事業予定）として栄ヶ丘の現予定地取得議案が、門川町議会で議決される。面積40,404㎡、価格54,378千円。
- H 9 . 1 国から都道府県に対し、ごみ処理広域化計画の策定命令が出される。
- H10 . 3 国から全国538個所の最終処分場に改善命令が出される。
- H11 . 2 「ごみ処理広域化日向・入郷地区市町村ブロック会議」で、7町村の最終処分場の広域化が承認。
- H11 . 3 「宮崎県ごみ処理広域化計画」が策定。7町村で広域最終処分場を整備することが明記される。
- H11 . 7 平成4年時に所有者の都合で取得できなかった不足分の用地追加購入議案が、門川町議会で議決される。面積21,138㎡、価格19,000千円。
- H11 . 7 「日向・入郷ごみ対策協議会」で、門川町内に広域最終処分場を建設することが承認される。
- H12 . 3 7町村が共同して広域最終処分場の建設計画を進める「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」の設置が、7町村議会で議決される。
- H12 . 3 建設予定地である栄ヶ丘地区で地元説明会開催。
- H12 . 4 東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会が発足。事務局を門川町役場内に置く。
- H12 . 4 建設予定地の隣接地区である竹名、中山、平城西で地元説明会開催。
- H12 .12 地元住民が、日向市最終処分場を視察
- H13 . 1 地元住民が、日向市最終処分場と栄ヶ丘建設予定地を視察
- H13 . 2 栄ヶ丘地区で、第2回目の話し合い
- H13 . 3 東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会による「一般廃棄物処理基本計画・廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」が完成。埋立計画を15年間、計画処分量を68,000㎡と見込む。
- H13 . 4 日向東臼杵南部広域連合が発足。東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会が廃止され、広域連合に広域最終処分場事務が移管される。
- H13 . 4 栄ヶ丘地区で、第3回目の話し合い
- H13 . 8 栄ヶ丘地区で、第4回目の話し合い
- H13 . 8 栄ヶ丘地区住民の要望により、予定地周辺で新たな候補地がないかを調査。4箇所を調査したが、いずれも面積不足、地形上の問題から不適と判断。
- H13 . 9 栄ヶ丘地区で、第5回目の話し合い
- H13 .11 栄ヶ丘地区で、第6回目の話し合い
- H13 .11 栄ヶ丘区長が、予定地の白紙撤回を求める陳情書を広域連合長と議長に提出
- H13 .11 広域連合11月議会で、総務常任委員会が陳情者代表を事情聴取。陳情が継続審査となる。
- H14 . 1 広域連合長、副広域連合長などが、予定地を調査
- H14 . 1 議会総務常任委員会が、予定地を調査
- H14 . 1 広域連合長・副広域連合長会議で、予定地の再評価を行う。住民の理解を得ながら、現予定地において計画どおり事業を進めることを確認。
- H14 . 2 城ヶ丘地区環境を守る会が、予定地の白紙撤回を求める陳情書を広域連合長と議長に提出。（258名分の署名簿添付）
- H14 . 2 議会総務常任委員会が、広域連合長と副広域連合長（門川町長）を事情聴取。
- H14 . 2 広域連合2月議会で、2つの陳情が継続審査となる。
- H14 . 3 栄ヶ丘地区で、第7回目の話し合い



【建設予定地の現地調査を行う  
広域連合長・副広域連合長（1月7日）】

## 建設予定地(門川町栄ヶ丘)はこんな場所です。

現在の安定型処分場の北側に位置し、予定地そのものは山林に囲まれています。敷地境界から一番近い民家まで直線距離で約130m、住宅地(円の中心)から約200mの距離になります。



門川町城ヶ丘から予定地方向のようす



右図の円の中心から予定地方向のようす



予定地内部のようす



埋立用地から住宅地方向を見たようす



### 現在の計画では

敷地の一番奥に埋め立て、手前の方に浸出水処理施設などの管理部門をつくります。  
 処分場への搬入道路は、広域農道から引き込むこととし、搬入車両が栄ヶ丘の住宅地内を通過することはありません。  
 敷地境界付近などは高い樹木や構造物などで必要な対策を施し、周辺環境に配慮した施設を建設します。

# 広域最終処分場の建設事業にご理解とご協力をお願いします。

## 生活環境影響調査

### の実施にご理解を

ご説明したとおり、7町村は、住民の皆様の安全で快適な生活を守るため、管理型最終処分場を共同して門川町に建設する予定です。今後は、施設が建設された場合に周辺地域の環境にどのような影響があるのかなどを調査する「生活環境影響調査」を行わなければなりません。この調査は、建設予定地周辺の空気、水質、騒音、振動、悪臭などの現況を調査し、最終処分場ができた場合どのような影響が出るのかを事前評価して、公害防止対策などに役立てようとするものです。

調査結果が「適」と出た場合は、関係地区の皆様建設に当たってのご理解をいただく手続に入ります。仮に、調査の結果、建設が「不適」となった場合は予定地の変更も検討せねばならないなど、建設の適否を決定する重要な調査になります。なお、生活環境影響調査の結果は、住民の皆様公表され、関係者は条例に基づき意見書が提出できることにな

なっています。

広域連合では、こうした住民の皆様の声や客観的データをもとに、最新の公害対策機能を備えた安全な施設を建設する予定です。

住民の皆様、特に予定地周辺にお住まいの方々には不安もあるうかと存じますが、事業を進めるに当たっては徹底した情報公開に努め、万全の対策を講じて参りますので、ご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。



## 将来の公害についても心配ありませんか。

最終処分場の建設に対しては、国の厳しい公害防止及び技術上の基準を満たした施設でないと建設できません。将来、さらに基準が強化されても、その改正基準を満たすよう改善する義務があります。

## 住民も監視活動に参加できますか。

施設周辺地域の皆様とは「公害防止協定」を結び、住民側からも環境監視活動にご協力いただくこととなります。また、必要な情報は積極的に公開します。

## 遮水シートが破れることはありませんか。

遮水シートなどを保護するため、遮水層の二重化や基礎地盤などにも厳しい基準があり、埋め立てる時も、まず砂などで覆ったうえで埋め立てます。また、損傷個所を探知する方法も確立されています。（日向市処分場では、ごみで出されたじゅうたんや土など活用して遮水シートを保護しています。）



## 建設予定地が住宅地と近いことに不安はありませんか。

最終処分場と住宅地の距離に関する法的な規制はありませんが、生活環境影響調査を実施し、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう対策を講じることが義務付けられています。敷地境界付近は緑地帯を設けるなど周辺環境に配慮します。



## 広域最終処分場の建設に

### ご理解とご協力をお願いします。

広域連合長(日向市長) 山本 孫 春

広域連合が発足してようやく一年を迎えることとなりました。この間、皆様には格別なるご支援とご協力を賜り改めて厚く御礼申し上げます。

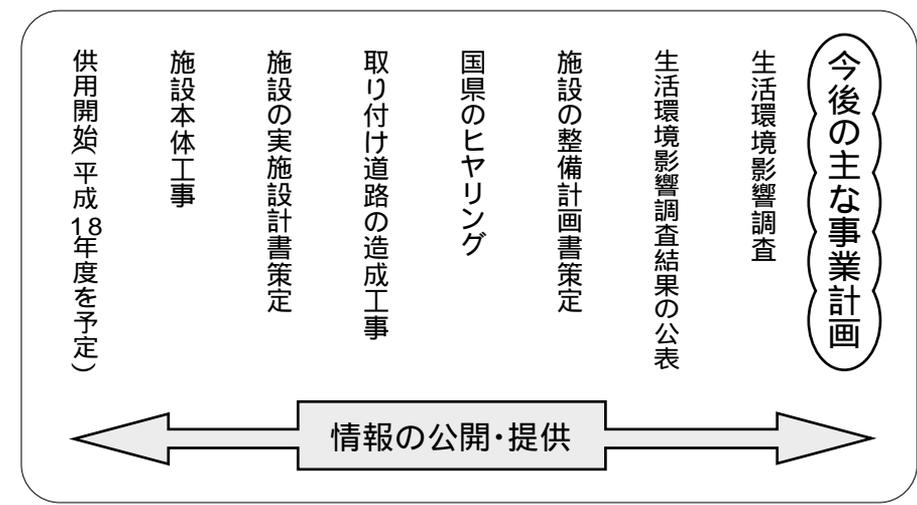
さて、日向市を除く7町村では、廃棄物の適正な処理のため「広域最終処分場」を共同で建設することとなりました。最終処分場は、私たちが生活する上でなくてはならない施設であり、廃棄物を貯留し安定化させるという環境保全上の重要な役割を担います。

この数年間、7町村では、最終処分場建設を住民福祉の向上に欠くことのできない緊急かつ重要な課題として認識し、調査・検討を重ね、門川町栄ヶ丘を建設予定地として広域連合で事業を進めることを決めました。用地については、門川町において議会の議決を受けて取得されており、平成14年度は、地元の皆様のご理解をいただきながら生活環境影響調査を行う計画にいたしております。

しかしながら、周辺にお住まいの皆様には廃棄物処分場の建設ということで、不安やご心配な点多々あるつかと存じます。現在、建設予定地の白紙撤回を求める方々の声も真摯に受け止めながら事業推進に努力しているところですが、処分場の建設には、何よりも公害防止対策と住民の皆様のご理解とご協力が大切であると認識しています。そのためにも住民の皆様には、より安全な施設を建設するために必要な生活環境影響調査の実施について、ぜひともご理解を賜りたくご協力をお願いするものがございます。もちろん必要な情報は積極的に公開し、住民の皆様との信頼関係に成り立つ円滑な行政運営に努める所存です。

広域連合設置の大きな目的の一つがこの広域最終処分場建設であり、私は広域連合長という立場で本年度からこの事業に携わっています。今後は、圏域にとって必要不可欠である広域最終処分場の建設実現に向けて、副広域連合長(7町村長)とともに精一杯努力して参ります。

美しいふるさとを後世に伝えることは、私たち人間に課せられた永遠の課題です。今後とも環境行政の重要性を深く認識し、住民福祉の向上のため全力を傾注して参りますので、皆様の、特に本事業に対する門川町の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 跡地の活用

最終処分場は、いずれ満杯となり、その役目を終えることとなります。しかし、施設の廃止の際も環境保全上の基準があり、それを満たした対策をしなければなりません。

跡地を有効に使うことも公共の福祉の向上につながり、様々な形で活用されています。

日向岬グリーンパーク(日向市)



企業の誘致(門川町)



多目的広場(日向市)



## 最終処分場建設予定地に対する陳情

門川町栄ヶ丘の予定地に対しては、栄ヶ丘区長及び城ヶ丘地区環境を守る会から「住宅地に近い」などの理由で、建設予定地の白紙撤回を求める陳情書が広域連合長及び議会議長あて提出されています。議会においては下記の理由などにより、継続して審査を行うことにしています。

### 【2月議会での総務常任委員長の報告要旨】

過去の経緯、事業計画などから判断し、予定地としての適性は概ね認めるが、陳情者は、処分場の必要性は十分理解しているものの、住宅地が近いこと生活環境に与える影響を危惧されている。

これに対しては判断材料となり得る客観的データがないため、周辺環境にどれだけの影響がでるのかが現段階で不明である。

そのため、まずは、客観的に環境負荷が評価できる生活環境影響調査を早急に実施していただき、その結果を踏まえないと結論を出すことが困難である。

今後、執行当局は、最終処分場の必要性や広域処理のメリットなど、住民の理解を得られるための情報公開、話し合いを積極的に進めていくべきである。

## 私たちにできること

- ・ごみを分別して減らす
- ・ごみ出しのマナーを守る
- ・無駄なものは買わない
- ・リサイクルに心がける

## ダイオキシンのはなし

私たちがよく耳にするダイオキシンという物質は、1つだけではありません。詳しくは「ポリ塩化ジベンゾフランの同族体135種類」、「ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの同族体75種類」、「コプラナポリ塩化ビフェニルの同族体12種類」を総称して「ダイオキシン類」と呼んでいます。

ダイオキシン類は、物が燃える過程で自然に発生します。工業用の炉、自動車の排気ガス、火山活動や私たちが毎日出すごみを燃やすことでも発生し、たばこの煙からも検出されます。ダイオキシン類についてはまだ解明されていないことも多いのですが、日常生活において摂取する量で人体に影響があるものではないと言われています。現在、地球規模で研究が進められていますが「不完全燃焼により発生しやすい」、「水に溶けにくい」「油や脂肪にはよく溶ける」、「約800度以上の高温のもとで分解される」、「常温では、ばいじん、焼却灰などの燃え殻に付着した状態のものが多い」ことなどがわかっています。

こうしたことから、ごみは適正な施設での焼却が必要です。広域連合清掃センターでは、24時間完全連続運転と排ガス高度処理や灰固形化処理施設などの最新設備でダイオキシン類削減対策に取り組んでいます。



# 議会だより



## 初めての一般質問を実施、平成13年第3回議会

昨年11月30日(金)、日向市役所において平成13年第3回議会(定例会)が開催されました。

提出された議案は、公平委員会委員選任の人事案件1件。審議の結果、日向市公平委員である山元和子さんが全員一致で選任同意を受けました。

また、今議会より「広域連合の行政運営にかかると一般質問」が実施され、2名の質問に対して広域連合長が答弁しました。

さらに、最終処分場建設予定地の白紙撤回を求める陳情についても審議。付託を受けた総務委員会では、早速、陳情



最終処分場建設予定地を調査する総務委員会(1月23日)

者代表の意見を聞き、状況の把握に努めました。

その結果、現地調査を含めた詳細な調査が必要として審査を継続することで意見が一致。閉会中の継続審査とすることが本会議で議決されました。

## 平成14年度当初予算を可決、平成14年第1回議会

2月28日(木)、日向市役所において平成14年第1回議会(定例会)が開催されました。

提出された議案は、条例、事件決議2件、補正予算、平成14年度当初予算の計5件。いずれも全員一致で原案どおり可決されました。また、3名が一般質問に登壇。閉会中の継続審査となっていた最終処分場に関する陳情については、引き続き、継続審査となりました。

## 平成17年度までの方針、広域計画を議決

広域連合は、設置後、議会の議決を経て、速やかに「広域計画」を作成することが義務づけられています。この広域計画とは、市町村の「総合計画」に相当する行政の指針を示す重要なものです。

この計画では、「広域連合の所管する最終処分場、火葬場、し尿処理場、ごみ処理施設の4つの施設に関する事務の方針などを6ページにまとめています。今後、広域連合の行政運営は、この計画に基づいて展開されます。主な内容は次のとおりです。

- ・ 計画期間  
平成13年度、17年度の5年間
- ・ 施策の展開  
施設の適正な運営管理  
施設を適正に運営管理し、万全の公害防止対策に努めます。
- ・ 情報の公開  
各種データや事業の進捗状況など各種情報は広く公開し、開かれた行政運営に努めます。

- ・ 関係機関との連携  
周辺地域との合意形成や環境保全対策などは、各施設の所在市町村と連携して対応します。また、関係機関が行う施策にも積極的に協力します。

広域計画の全文については、事務局までお問い合わせください。

## 一般質問の要旨

岩切 裕議員(日向市選出)

**問** 広域連合に対する基本的認識を伺いたい。

**答** 8市町村にとっては行政改革を進めるうえでの選択肢が増えたことになり、意義は大きい。広域連合が圏域の「広域行政の中核」になるよう努力したい。

**問** 職員体制に課題はないか。

**答** 現在、日向市、門川町、東郷町からの派遣職員11名が勤務している。職員配置は、広域連合設立前に8市町村で十分協議しており、大きな課題はない。

**問** 市町村合併推進を背景に、広域連合をどう運営するか。

**答** 広域連合には、条件が整った事務のみを共同処理するという柔軟性がある。合併するか広域連合を選択するかは市町村の判断であり、合併論議が高まると広域連合に与えられた使命は重要であると認識している。

**問** 最終処分場整備事業における広域連合と門川町の責任の範囲はどうなっているのか。また、住民の理解を得ることの大切さをどう認識しているか。

**答** 処分場の設置は広域連合の事務だが、建設予定地周辺の住民福祉の観点から門川町の責務

は極めて重要。門川町も広域連合の一員であり、事業全般において連携したい。

住民の理解は、最も重要な課題と認識している。これまでで十分な対応があるならば是正し、理解を求めながら事業を積極的に展開したい。



江並 孝議員(日向市選出)

**問** 情報公開条例を制定すべき。受動的な姿勢でなく、能動的に情報発信、情報提供する体制を構築すべきと考える。

**答** 情報公開条例は、先例を調査研究し、制定に向けて努力する。情報の発信・提供は、広報紙の活用、インターネットホームページの開設など様々な方策を検討し、積極的に実施したい。

**問** 今後の事業拡大の考えは。

**答** 広域連合の事務事業の拡大は、規約の変更が必要であり、8市町村の協議と議会の議決が要件である。介護保険事業や消防・救急など検討すべき事業があるので、関係市町村の取り組みに協力したい。

# 平成14年度広域連合予算（総額8億8千万円）

広域連合は、市町村（構成団体）が共同して事務処理を行う「組合」です。そのため、構成団体は共同処理する事務に対して「分担金」を拠出しなければなりません。14年度の全体予算と各市町村別の分担金額は次のとおりです。

## 平成14年度予算書（当初）

（単位：千円）

うち市町村の分担金額  
687,014千円

入		出	
歳入	785,112	議会費	1,948
分担金・負担金	785,112	総務費	37,674
使用料・手数料	6,033	衛生費	634,465
国庫支出金	1	公債費	204,913
県支出金	1	予備費	1,000
財産収入	62		
寄付金	1		
繰越金	1		
諸収入	8,688		
組合債	80,101		
合計	880,000	合計	880,000

## 市町村別・事業別分担金内訳

（単位：千円）

	一般管理費	ごみ処理事業	し尿処理事業	火葬場事業	最終処分場事業	合計
日向市	20,810	275,088	103,500	19,466	0	418,864
門川町	7,210	96,213	0	7,025	14,605	125,053
東郷町	3,532	23,953	19,882	3,256	4,619	55,242
南郷村	2,235	20,566	0	338	2,796	25,935
西郷村	1,157	0	0	350	2,939	4,446
北郷村	2,200	21,309	0	304	2,398	26,211
諸塚村	2,234	20,960	0	322	2,616	26,132
椎葉村	1,128	0	0	406	3,597	5,131
合計	40,506	458,089	123,382	31,467	33,570	687,014

## 14年度に予定している主な事業

- ・インターネットホームページの開設、火葬場・最終処分場の建設にかかる地元説明会の開催
- ・新火葬場建設にかかる地質調査、測量調査、基本設計、実施設計の業務委託並びに土木造成工事
- ・新最終処分場建設にかかる生活環境影響調査の業務委託
- ・清掃センターの機械保守、運転管理業務委託、ごみ・灰クレーン等維持補修工事

審議した議案等とその結果（議案 陳情）	結果
【平成13年第3回議会】 公平委員会委員の選任について	同意 全員一致
広域不燃物最終処分場建設予定地（米ヶ丘地区）見直しについて	継続審査 全員一致
【平成14年第1回議会】 指定金融機関の指定について	可決 全員一致
日向東白杵南部広域連合証人等に対する実費弁償に関する条例	可決 全員一致
広域計画について	可決 全員一致
平成13年度日向東白杵南部広域連合補正予算（第2号）	可決 全員一致
平成14年度日向東白杵南部広域連合予算	可決 全員一致
広域不燃物最終処分場建設予定地（米ヶ丘地区）見直しについて	継続審査 全員一致
最終処分場候補地の白紙撤回について	継続審査 全員一致

**問** 事業評価システムやバランスシートなど、客観的に財政状況が評価できる施策を市町村は導入すべき。広域連合で、行政改革の方策を共同で研究する事業はできないか。

**答** 政策の評価、将来の計画策定において、財政指標などは重要な役割を持つと認識している。現在、8市町村においては個々に取り組んでおり、共同研究は今後の協議に委ねたい。

**問** 処分場整備にかかる反対陳情の原因は、情報の公開、情報の提供、情報の共有化、危機管理意識の不足などが考えられるが、今後、どう対応するか。

**答** 今後、住民の理解を得るための必要な情報は積極的に公開し、信頼関係に成り立つ行政運営に努めたい。

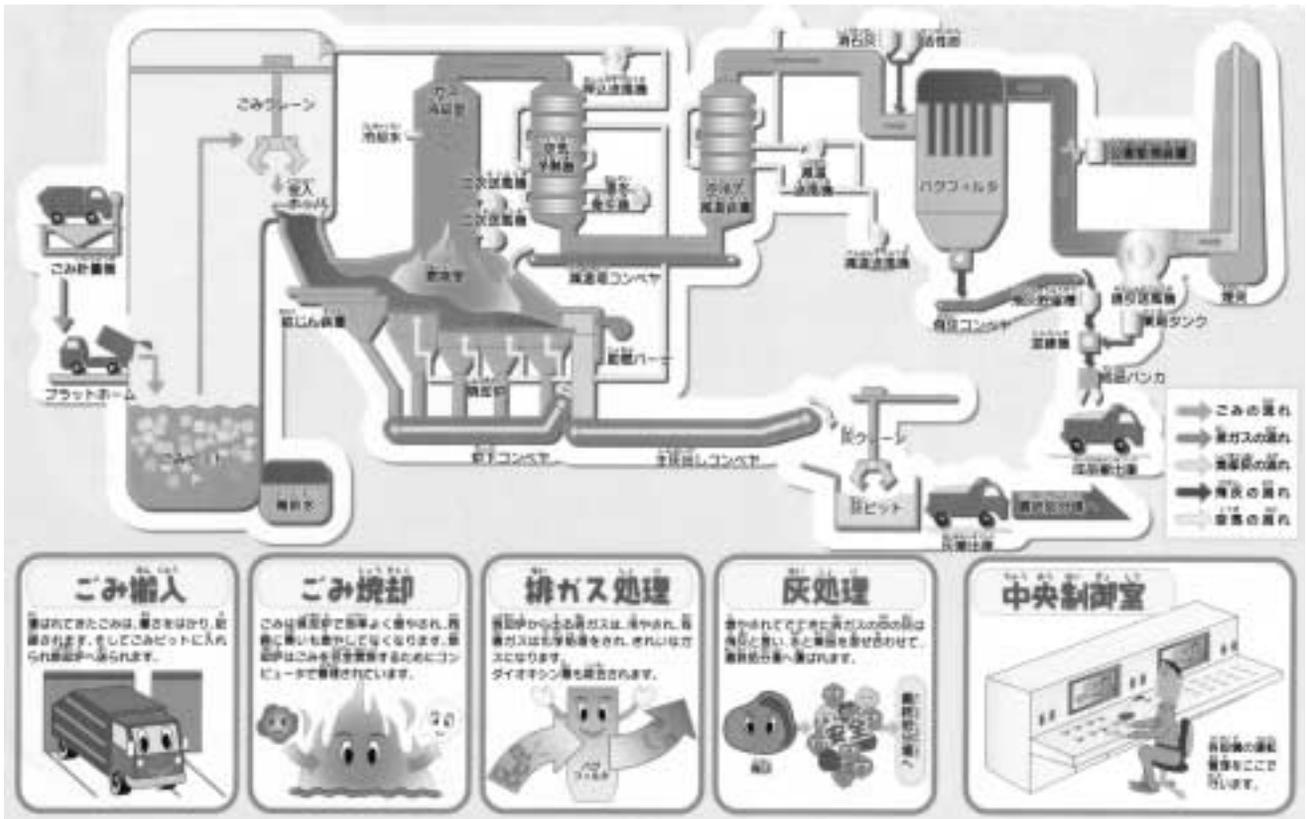
【安田茂明議員（門川町選出）】

**問** 日向市最終処分場の水質データはどうなっているか。

**答** 新処分場では、遮水シート破損対策などは講じている。また、7町村の焼却灰も埋め立てられるのか。仮に、新処分場建設前に、現在の委託処理が打ち切られた場合、日向市の最終処分場で受け入れはできないか。

**答** 日向市管理型処分場及び門川町安定型処分場とも、国の水質基準を十分クリアしていると聞いている。新処分場の公害対策は、万全の設備で対応する。7町村の焼却灰は、新処分場に埋め立てる予定である。新処分場ができるまでの過渡期対策は、各市町村で検討すべき課題である。

# 広域連合清掃センターのしくみ



## 施設見学だより

～女子高校生が、一日職場体験～



昨年12月、清掃センターに、県立富島高校の4名の女子生徒が職場体験に来られました。係員の指示に従い、車の誘導やごみの積み下ろしなどを行い、ごみ処理のシステムや分別収集の必要性などを学びました。参加者からは「たくさんのごみの量に驚いた。」「透明袋を使っていない人や分別のマナーが守られていない人もいて、指導するのが大変でした。」という感想も聞かれました。

清掃センターをはじめ各施設の見学は、随時受け付けています。ご希望の方は事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。

感謝申し上げます。 工事期間中のご理解とご協力に深く

清掃センターの基幹整備完了

平成12・13年度の2カ年継続事業で実施した清掃センターの「基幹的施設整備事業」が3月初旬に完了しました。この事業は、清掃センターが築後10年を経過し老朽化が進んだことに伴う機能回復や飛灰の適正処理、本年12月からダイオキシン類恒久対策への移行に伴い排出基準が厳しくなることへの対応から実施したものです。総事業費は、18億6千万円。平成11年度から実施している「24時間完全連続運転」と最新設備の導入により、施設の公害防止機能は飛躍的に向上し、環境保全への貢献が期待されます。今後は、安定した処理能力が確保できるよう施設を適正に運営管理し、円滑なごみ処理行政の推進に努力して参ります。

## 有害物質等の検査結果

物質名	単位	基準値	整備前		整備後	
			1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	80	3.6	22.0	0.052	0.093
一酸化炭素	ppm	100	9.0	247.0	4.0	5.0
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.15	0.041	0.190	0.001	0.001
塩化水素	ppm	430	61.4	402.3	51.0	38.0

平成14年12月1日より「5」に改正。

なお、基幹整備完了後に行つた有害物質等の検査結果は、左記のとおりです。